

災害対策特別委員会

委員一覧（20名）

| | | | | | | |
|-----|-------|------|-------|------|--------|--------------|
| 委員長 | 山本 香苗 | (公明) | 小池 正勝 | (自民) | 島田 智哉子 | (民主) |
| 理事 | 岩井 國臣 | (自民) | 小泉 昭男 | (自民) | 那谷屋 正義 | (民主) |
| 理事 | 西島 英利 | (自民) | 田村 公平 | (自民) | 松下 新平 | (民主) |
| 理事 | 岩本 司 | (民主) | 中川 義雄 | (自民) | 水岡 俊一 | (民主) |
| 理事 | 藤原 正司 | (民主) | 野村 哲郎 | (自民) | 浜田 昌良 | (公明) |
| | 岩永 浩美 | (自民) | 松村 祥史 | (自民) | 仁比 聰平 | (共産) |
| | 大仁田 厚 | (自民) | 大久保 勉 | (民主) | | (18.1.20 現在) |

（1）審議概観

第164回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件（災害対策特別委員長）であり、可決した。

また、本特別委員会付託の請願2種類20件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を平成23年3月31日までとするとともに、公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加するほか、地震防災対策の実施に関する目標の設定等について所要の規定を整備しようとするものである。委員会においては、提出者衆議院災害対策特別委員長から趣旨説明を聴取した後、本法に基づく事業計画の実績及び次期計画の効果、学校・病院等重要建築物の耐震化の遅れの原因とその対策、なかでも公立の小中学校の耐震化の強力な促進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

1月20日、第163回国会閉会後の昨年11月7日、宮崎県及び熊本県でそれぞれ実施した平成17年台風第14号による被害状況及び復旧状況等の実情調査のための委員派遣について、派遣委員からそれぞれ報告を聴取した。

同日、大雪による被害状況及びその対応について、沓掛内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）及び政府参考人からそれぞれ報告を聴取した。

2月6日、大雪による被害状況等の実情調査のため、石川県及び福井県に委員派遣を行った。

2月24日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

同日、大雪による被害状況及びその対応について、沓掛防災担当大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、特別交付税・道路除雪費補助等に係る政府の対応、高齢者・

懲罰

災害対策

障害者家屋への雪下ろし支援、観光産業の風評被害、豪雪被災中小企業対策、機能別消防団の普及・拡大、鉄道事業者に対する災害復旧費助成、空港・航空会社における除雪機能強化支援策、大雪と地球温暖化との関連性、市町村合併の進む中での災害救助法の弾力的適用、携帯電話通信可能エリアの整備促進、雪崩の予測と被害防止、屋根融雪の燃料費に対する雑損控除の適用、高齢化・過疎化等を踏まえた今後の雪害対策などの諸問題が取り上げられた。

3月15日、災害対策の基本施策について所信を、平成18年度防災関係予算について説明を、それぞれ沓掛防災担当大臣から聴取した。

3月29日、質疑を行い、過疎化・高齢化に伴う地域防災の共助の取組、原子力発電所の耐震性、戦時下の特殊地下壕の早期処理、人口減少・高齢化を前提とする国土の整備・保全、防災集団移転促進事業及び過疎地域集落再編整備事業の災害孤立点在集落への適用可能性、被災者生活再建支援法による水害半壊家屋に対する生活関係経費支給と高齢・要援護世帯に対する認定基準の見直しの必要性、官公庁施設の耐震化計画、緊急地震速報の実施計画、首都直下地震大綱における金融決済確保・帰宅困難者対策等、福岡県西方沖地震後の復興状況などの諸問題が取り上げられた。

5月29日、平成16年新潟県中越地震の被災地における復興状況等の実情調査のため新潟県（長岡市）に、また、平成16年豪雨及び平成18年豪雪の被災地における復興状況等の実情調査のため新潟県（津南町、三条市）に、それぞれ視察を行った。

6月9日、前記視察について、視察委員からそれぞれ報告を聴取した後、質疑を行い、被災者生活再建支援法の建設地限定要件や生活関係経費使途制限の緩和、仮設住宅の入居期限延長、中越大震災メモリアル等の建設支援、養鯉場越冬施設災害復旧事業費の算定基準の見直し、融雪式克雪住宅の燃料費補助等の必要性、豪雪を踏まえた気象予測の精度向上策、災害救助法適用基準の弾力的適用、高齢過疎地域の減災対策・雪害対策、異常気象と地球温暖化、災害復旧事業の期間延長、国道405号線の拡幅等、中越地震復旧事業における集落・コミュニティ機能維持への配慮、被災地における健康保険医療費の減免措置導入の必要性などの諸問題が取り上げられた。

（2）委員会経過

○平成18年1月20日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 大雪による被害状況及びその対応について沓掛内閣府特命担当大臣及び政府参考人から報告を聴いた。
- 大雪による被害状況等の実情調査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成18年2月24日（金）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 大雪による被害状況及びその対応に関する件について沓掛内閣府特命担当大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、岩本司君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年3月15日（水）（第3回）

- 災害対策の基本施策に関する件について沓掛内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 平成18年度防災関係予算に関する件について沓掛内閣府特命担当大臣から説明を聴いた。

○平成18年3月29日（水）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 災害時の共助の在り方に関する件、原子力発電所の耐震安全性に関する件、学校施設及び官庁施設の耐震化に関する件、過疎地の集落移転に関する件、被災者支援の充実の必要性に関する件、首都直下地震への対応に関する件、福岡県西方沖を震源とする地震の復興対策に関する件等について沓掛内閣府特命担当大臣、山崎総務副大臣、江崎国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕野村哲郎君（自民）、藤原正司君（民主）、浜田昌良君（公明）、仁比聰平君（共産）

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第12号）（衆議院提出）について提出者衆議院災害対策特別委員長大野松茂君から趣旨説明を聴き、沓掛内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕神本美恵子君（民主）、仁比聰平君（共産）

（衆第12号）賛成会派　自民、民主、公明、共産

反対会派　なし

なお、附帯決議を行った。

○平成18年6月9日（金）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めるなどを決定した。
- 平成16年新潟県中越地震の被災地における復興状況等に関する件及び平成16年豪雨及び平成18年豪雪の被災地における復興状況等に関する件について委員から報告を聴いた。
- 平成16年新潟県中越地震の被災地における復興対策に関する件、平成16年豪雨及び平成18年豪雪の被災地における復興対策に関する件、被災者生活再建支援法の弾力的運用に関する件等について沓掛内閣府特命担当大臣、小齊平農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕水落敏栄君（自民）、黒岩宇洋君（民主）、森ゆうこ君（民主）、加藤修

一君（公明）、井上哲士君（共産）

○平成18年6月14日（水）（第6回）

- 請願第716号外19件を審査した。
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

（3）議案の要旨・附帯決議

○成立した議案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第12号）

【要旨】

本法律案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況にかんがみ、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等について、その有効期限を延長するとともに、地震防災対策の充実強化のために必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県防災会議等は、都道府県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとする。また、当該目標が定められているときは、地震防災緊急事業5箇年計画は、当該目標に即したものでなければならないものとする。
- 二、地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等の措置の有効期限を平成23年3月31日まで5年間延長するとともに、同措置に公立の小中学校等の屋内運動場の補強を追加する。
- 三、都道府県及び市町村は、想定される地震災害の軽減を図るために、当該地域における地震動の大きさ、津波による浸水範囲等について、また、これに加えて市町村は、地震災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法、避難場所その他の地震が発生した時の円滑な避難を確保するために必要な事項について、印刷物の配布等により、住民に周知させるように努めなければならない。
- 四、この法律は、一部を除き公布の日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法の施行に当たり、地震防災対策の一層の推進を図るために、特に次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、全国どこでも起こりうる地震から住民の生命及び財産を守るために、地震防災上緊急かつ確実に整備すべき施設等について、万全な措置を講じること。
- 二、地震発生時において、地域の防災拠点として参考・活用される公立小中学校等の校舎及び屋内運動場、被災者への医療支援等に不可欠な病院施設等について、耐震診断及び耐震改修に必要な財政支援に配慮すること。特に、公立小中学校については、施設ごとの実施状況について地域住民に明らかにされるよう努めるなど、耐震化への取組を加速

させる措置を講じること。

三、地域特性を踏まえた被害想定に基づく地震防災対策の具体的な実施目標の設定を推進することとし、その進捗状況について必要に応じ調査を行い、その結果の公表に努めること。

また、地震及び津波に関する国の調査研究を活用したハザードマップの作成及び住民への周知徹底など地域防災力確立のための実効性ある環境整備を行うこと。

右決議する。